

沖縄県開発審査会会長専決基準（第1号～第2号）

市街化調整区域内の開発又は建築等許可申請の内容が、次の基準のいずれかに該当する場合は、沖縄県開発審査会会長が専決することができるものとし、都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに規定する要件に該当するものとして取扱う。この場合、知事が許可し、事後に開発審査会に報告することとする。

沖縄県開発審査会会長専決基準第1号（平成26年5月1日制定）

許可要件の組合せについて

申請の内容が、都市計画法第29条第1項第2号、第3号及び同法第34条第1号から第10号（同法施行令第36条第1項第3号イ）の要件のうち、2つを組み合わせるものであり、それぞれの要件に適合していること。

沖縄県開発審査会会長専決基準第2号（平成26年5月1日制定）

「収用対象事業」の取扱いについて

収用対象事業の施行により建築物を移転又は除却しなければならない場合において、これに代わる建築物を建築する目的で行う開発又は建築行為が、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。

- 1 沖縄県開発審査会提案基準第6号において1(1)以外のすべての要件に適合していること。
- 2 同基準第6号1(1)について特別の判断を必要とするもの。